

事業群評価調書(令和3年度実施)

基本戦略名	3-3 安全安心で快適な地域を創る	事業群主管所属・課(室)長名	県民生活環境部 食品安全・消費生活課	峰松 美津子
施策名	2 食品の安全・安心の確保と消費生活の安定・向上	事業群関係課(室)		
事業群名	② 食品の安全性に関する理解促進	令和2年度事業費(千円)	※下記「2. 令和2年度取組実績」の事業費(R2実績)の合計額 4,481	

1. 計画等概要

<p>(長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025 本文)</p> <p>県民、食品関連事業者及び行政が食品の安全性についての情報を共有し、共通理解を図るリスクコミュニケーション※を推進することで、県民が抱える食品添加物や残留農薬、輸入食品などへの不安を和らげ、食品に対する信頼確保に努めます。</p> <p>※リスクコミュニケーション:食品にあるリスクについて、消費者、食品関係事業者、行政等の関係者間で情報・意見を交換し、その過程で相互理解を深め信頼を構築する活動</p>		<p>(取組項目)</p> <p>i)食品の安全性に関する意見交換会や講習会を積極的に実施 ii)ホームページやFacebookなどを活用した食に関する情報提供の充実 iii)食品110番※による苦情や相談を受け、調査・指導を実施するなど、食品表示の適正化を推進</p> <p>※食品110番:食品表示適正化のため、県民から食品表示全般及び食品衛生等に関する苦情・相談を受け付ける窓口</p>							
事業群	指標	基準年	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標(年度)	<p>(進捗状況の分析)</p> <p>安心が実感できる食生活のためには、食品の安全が確保されているだけではなく、安全性に対する信頼が前提条件となるものである。県民の関心の高いテーマによる意見交換会等を開催し、より多くの県民に食品の安全性に関する正しい情報を提供するとともに、共通理解を図ることが信頼の確保につながることから、意見交換会等の開催回数を目標としている。</p> <p>前総合計画期間は、一般県民を対象とした意見交換会や、小中学生に対する食品安全教室、食品の安全安心サポーターによる意見交換会等による情報提供を行った。また、令和元年度からは、子どもや住民等への教育又は質問等に適切に対応できるよう、学校教育関係者や市町職員、将来食品に関する指導的立場となる大学生を対象とした意見交換会等を実施し、食品の安全・安心に関する情報の拡散を図っている。</p>
	目標値①		20回以上	20回以上	20回以上	20回以上	20回以上	20回以上(毎年度)	
	実績値②	20回(H28-R元年度平均)							
	達成率②/①							—	

2. 令和2年度取組実績(令和3年度新規・補正事業は参考記載)

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名	事業費(単位:千円)			事業概要	指標(上段:活動指標、下段:成果指標)			令和2年度事業の成果等		
				R元実績	R2実績	R3計画		R元目標	R元実績	達成率			
取組項目 ii	○	1	食品安全・安心推進事業費	1,934	1,934	19,408	<p>令和2年度事業の実施状況(令和3年度新規・補正事業は事業内容)</p> <p>安全・安心推進計画をより着実に実行するため、令和元年度に引き続き、市町職員や、将来食品に関する指導的立場となる大学生等を意見交換会等の対象者とし、子どもや住民等への教育又は質問等に適切に対応できるよう、知識と情報を提供した。</p> <p>また、小中学生を対象とした食品安全教室を県内9校で開催し、食べ物を安全に食べるための大切な考え方を多くの子どもたちに学んでもらった。</p>	【活動指標】	3	5	166%	<p>●事業の成果</p> <p>・各種意見交換会等について、積極的に開催した結果、開催回数は目標を上回った。意見交換会等の開催により、県民に対して食品の安全性に関する正しい情報提供や食品の安全性についての理解共有に寄与することができた。</p>	
					1,660	1,660			16,430	3	4		133%
					3,722	3,722			16,491	4			
			R元-3	・食品安全基本法 第7条				【成果指標】	75	62.8	83%		
								R元:長崎県における「食品の安全」について、安心して食している人の割合(%)	75	64.4	85%		
			食品安全・消費生活課	○	—	—	R3:県内で購入する食品に安心して食している県民の割合(%)	93					

取組項目 iii	○	2	食品の安全・安心対策強化事業費	2,875	165	5,568	食品表示法に基づき、県内全域の小売店舗等で生鮮食品、加工食品の食品表示について調査及び指導を実施した。	【活動指標】	280	280	100%	●事業の成果 ・新型コロナウイルス感染症の影響により、計画どおりの巡回調査ができなかったが、小売店舗等に対する調査・指導により、事業者への食品表示の周知及び不適正表示に対する指導が図られる等、適正表示の推進に寄与することができた。
				2,821	0	5,477		食品表示巡回調査店舗数(回)	280	213	76%	
				2,962	152	5,497		【成果指標】	100	100	100%	
				・食品表示法 第8条 ・米トレーサビリティ法 第10条				再調査対象店舗の表示是正率(%)	100	100	100%	
			H25-	○	—	—	食品関連事業者	100				
食品安全・消費生活課												

3. 実績の検証及び解決すべき課題と解決に向けた方向性

i	<p>食品の安全性に関する意見交換会や講習会を積極的に実施</p> <p>●実績の検証及び解決すべき課題 市町職員や大学生を対象とした食品安全安心講座を積極的に開催した結果、活動指標である開催回数や参加者数は目標を上回ることができたが、前総合計画の成果指標である「食品の安全」について安心してしている人の割合は、令和元年度と比較し改善傾向にあるものの、目標を達成するには至らなかった。 食品への関心が年々高まる中、インターネットやソーシャルネットワーキングサービス等の普及により、食に関する様々な情報が氾濫し、消費者の困惑を招いている状況が窺える。</p>	<p>●課題解決に向けた方向性 総合計画の成果指標である県内で購入する食品に安心してしている県民の割合を増加させるため、今後もリスクコミュニケーション等のより効果的な実施方法を検討するとともに、食品の安全に関する正しい知識を幅広く県民に普及啓発していく必要がある。特に、大学生を対象とした食品安全安心講座については、今後の波及効果に期待が持てることから、積極的に推進していく。</p>
ii	<p>ホームページやFacebookなどを活用した食に関する情報提供の充実</p> <p>●実績の検証及び解決すべき課題 令和2年度のホームページへのアクセス件数は8,757件であり、目標の20,000件を大きく下回った。 アクセス件数が伸びなかった要因としては、ホームページのPR不足や、国内で食品の安全・安心を大きく揺るがすような事件・事故の発生がなかったことなどが考えられる。</p>	<p>●課題解決に向けた方向性 今後も、より多くの県民に対して食品の安全性に関する正しい情報の発信を行っていく必要があることから、ホームページの内容を充実させ、食品の安全・安心に関する情報を正確にわかりやすく伝えるよう工夫するとともに、ホームページのPRを積極的に行うことで、アクセス件数の増加に努めていく。</p>
iii	<p>食品110番による苦情や相談を受け、調査・指導を実施するなど、食品表示の適正化を推進</p> <p>●実績の検証及び解決すべき課題 食品表示法に基づき小売店舗等に対する巡回調査を行った結果、再調査が必要となった店舗の表示是正率は100%となり、不適正表示に対する指導が図られた。 しかし、軽微な不適正表示のある店舗が依然として認められていることから、今後も継続した巡回調査による指導を行う必要がある。また、平成29年9月に新たな原料原産地に関する表示制度が施行され、経過措置期間が令和4年3月末までとなっていることから、食品関連事業者に対する新たな制度の周知も必要となっている。</p>	<p>●課題解決に向けた方向性 食品関連事業者が期限までに新基準による適切な食品表示に切り換えができるよう、食品関連事業者に対する食品表示説明会の開催や相談に対して適切に対応するとともに、県内全域の小売店舗等に対する巡回指導を行い、食品表示の適正化について推進していく。</p>

4. 令和3年度見直し内容及び令和4年度実施に向けた方向性

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名 事業期間 所管課(室)名	令和3年度事業の実施にあたり見直した内容 ※令和3年度の新たな取組は「R3新規」等と、見直しが無い場合は「—」と記載	令和4年度事業の実施に向けた方向性		
					事業構築の視点	見直しの方向	見直し区分
取組項目 ii	○	1	食品安全・安心推進事業費 R元-3 食品安全・消費生活課	コロナ禍においても効果的な意見交換会等が開催できるよう、開催方法や情報発信のあり方等についての検討を行いながら、食品の安全に関する正しい知識をより多くの県民へ普及させることとしている。	②	一旦事業終了となるが、新規事業として、総合計画の成果指標である県内で購入する食品に安心してしている県民の割合を増加させるため、リスクコミュニケーションや食品の安全・安心に関する情報発信等の事業をより効果的に推進していくこととしている。	終了

取組 項目 iii	○	2	食品の安全・安心対策 強化事業費	—	②	これまでの原料原産地制度の周知に加え、令和5年4月1日から新しい制度に移行する遺伝子組換え表示についても、食品関連事業者に対する周知を図っていく必要があることから、県内各地で食品表示説明会を開催し、相談へ適切に対応することで、新たな制度の周知をこれまで以上に図っていく。また、県内全域の小売店舗等に対する巡回調査を効率的に進めることで、食品表示基準に関する周知や不適正表示に対する指導を行い、適正な食品表示をより推進していくこととしている。	改善
			H25-				
			食品安全・消費生活課				

注:「2. 令和2年度取組実績」に記載している事業のうち、令和2年度終了事業、100%国庫事業などで県の裁量の余地がない事業、公共事業評価対象事業、研究事業評価対象事業、指定管理者制度導入施設評価対象事業については、記載対象外としています。

【事業構築の視点】

- ① 視点① 事業群としての成果目標に対し、特に効果が高い事業の見極め、事業の選択と集中ができているか。
- ② 視点② 指標の進捗状況に応じて、その要因分析及びさらに高い効果を出すための工夫、目標に近づけるための工夫を検討・実施できているか。
- ③ 視点③ 人員・予算を最大限効果的に活用するための事務・事業の廃止・見直しができているか。
- ④ 視点④ 政策間連携により事業効果が高められないか。事業群としてリーダーの明確化、関係課の役割分担・協力関係の整理ができているか。
- ⑤ 視点⑤ 県と市町の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
- ⑥ 視点⑥ 県と民間の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
- ⑦ 視点⑦ 戦略的に関係者の行動を引き出せているか。
- ⑧ 視点⑧ 国制度等の最大限の活用が図られているか。国へ政策提案(制度改正要望)する必要はないか。
- ⑨ 視点⑨ 経済情勢等、環境の変化に対応した効果的・適切な見直しとなっているか。
- ⑩ その他の視点